

6月 市民相談室

※☎内線については、富岡市役所(☎62-1511)へ電話し、その内線番号を伝えると、担当につながります。

相談・予約・問い合わせ		日時	会場
行政相談	市民課 市民生活係 ☎62-8362	15日(水) 午後1時30分～3時30分	12会議室(議会棟1階)
		15日(水) 午後1時30分～3時30分	妙義中央公民館
無料法律相談		17日(金) 午後1時～4時	12会議室(議会棟1階)
		7月1日(金) 午後1時～4時	行政委員会会議室(行政棟2階)
人権相談		1日(水) 午前9時～正午	富岡公民館
		15日(水) 午後1時～4時	妙義中央公民館
消費生活相談	消費生活センター ☎63-6066	月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時	消費生活センター(あい愛プラザ2階)
発明相談 特許・意匠・商標など	産業振興課 ☎内線 1278	23日(木) 午後3時～5時	12会議室(議会棟1階)
若者就職活動相談	ぐんま若者サポートステーション ☎027-233-2330	14日(火) 午後1時～4時	生涯学習センター
障害者就業生活相談 障害者就業・生活支援センター「トータス」	相談室専用携帯 ☎080-6864-2875	毎週水曜日(祝日、年末年始を除く) 午前10時～午後4時	富岡合同庁舎1階 相談室
障害者相談	相談支援事業所みのり ☎89-2014、☎67-1104	月～土曜日(祝日、年末年始を除く) 午前9時～午後5時(土曜日は正午まで)	相談支援事業所みのり
生活困窮者自立支援相談	社会福祉協議会 ☎70-2232	月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分	あい愛プラザ1階
心配ごと相談		9日(木)・23日(木) 午後1時30分～3時30分	
認知症よろず相談	高齢介護課 ☎内線 1151	14日(火)・28日(火) 午後1時30分～3時30分	相談室3(行政棟1階、福祉課隣)
家庭児童相談 児童虐待相談	こども課 ☎内線 1165	月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時	家庭児童相談室(こども課内)
子どもの教育相談	教育相談研修センター ☎62-1897 学校教育課 ☎内線 2126	月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 午後1時30分～4時30分	教育相談研修センター ※いじめに関する電話相談にも応じます
若者・青少年相談室 「ぱらすゆう」	生涯学習課 ☎62-1532	毎週水・木曜日 午後1時～5時 ※祝日、年末年始を除く	生涯学習センター ※ひきこもり相談可

手話通訳者のご利用

日時 6月1日(水)・8日(水)・15日(水)・22日(水)・29日(水) 午後3時～5時
問い合わせ 福祉課(☎内線 1137、☎64-1294)

消費生活 Q&A

問い合わせ 消費生活センター(あい愛プラザ2階、☎63-6066)

百貨店をかたる偽サイトに注意!

インターネット検索中に「大手百貨店の免税店が閉店セール 高級腕時計を在庫処分」という広告を見つけ、通販サイトにアクセスした。100万円以上のブランド腕時計が3万円と格安で、大手百貨店のロゴもあり信用して注文した。支払い方法は代金引換だけだった。注文完了メールが届かず不審に思い調べたところ、偽サイトであることがわかった。どうすればよいか。

センターからのアドバイス

販売業者にキャンセルの連絡をし、代金引換で届いたら業者の連絡先を控えて受取拒否をしてください。宅配業者に代金を支払うと、偽物だとしても被害の回復が困難になります。実在する会社をかたる偽サイトは、ロゴや商品の画像を盗用し正規サイトとそっくりにならされています。特定商取引法の表示や会社概要で URL・住所・電話番号・メールアドレスを確認し、極端に安いサイトや支払い方法が限定されているサイトにも注意してください。

人権擁護委員・行政相談委員を紹介します

☎市民課市民生活係
(あい愛プラザ内、☎62-8362)

●人権擁護委員とは

人権に関する相談を受け付けています。「自分の悩みは人権侵害かも?」と思ったら、一人で悩まず気軽にご相談ください。

☎ 毎週金曜日、午前9時～午後4時

☎ 前橋法務局 富岡支局(富岡1383-6)

※月～木曜日は、法務局職員による相談受付

●行政相談委員とは

国などの行政機関の仕事に対する苦情や意見・要望を受け付け、市民と行政の橋渡しとなっていきます。



その他の電話相談窓口

※月～金曜日、午前8時30分～午後5時15分

▷みんなの人権110番(☎0570-003-110)

▷女性の人権ホットライン(☎0570-070-810)

▷子どもの人権110番(☎0120-007-110)

インターネット人権相談

相談フォームに氏名・住所・年齢・相談内容などを入力して送信すると、最寄りの法務局から後日、メール・電話・面談により回答します。



フランス人ヴェロニクの連載!

国際交流員コラム

国際交流員の視点から

フランス人ヴェロニクの連載!

6月21日は夏至です。日本では特に全国的な行事はありませんが、フランスでは、1年のうち太陽が一番長く昇っているこの日に、暖かい季節がやってくることを祝います。毎年夏至には、フランスの至る所で、プロ・アマチュアの別、ジャンルを問わず、様々な音楽が夜遅くまで流れます。フェット・ド・ラ・ミュージック(Fête de la musique)という音楽の祭日です。

フェット・ド・ラ・ミュージックは、「音楽は全ての人のもの」というコンセプトで1982年に初めて元フランス文化大臣ジャック・ラング氏によって開催されました。アイデアは、夏至と冬至を祝つ、フランス公共ラジオ「ラジオフランス」の音楽番組「音楽のサトゥルナリア」から生まれたと言われています。今では、大勢のフランス人が公園やバー、通りなどで自

Vol.24

由に音楽を演奏する恒例のイベントになりました。

フランスでの成功を受け、フェット・ド・ラ・ミュージックは世界中に広まり、現在120カ国以上で開催されています。日本でも、アンステイチュ・フランセ(日仏学院)において、夏至前後の休日にさまざまなコンサートが行われています!